

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3284号)

令和7年12月4日

横情審答申第3284号

令和7年12月4日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月21日健保第1180号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「審査請求人に係る国民健康保険異動届出書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「審査請求人に係る国民健康保険異動届出書」の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年6月18日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第81条に該当するため、その存否を明らかにしないで不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 存否応答拒否の適用に当たっては、①開示請求に係る保有個人情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実に、不開示理由に該当する事実が含まれていること、の二つの要件を備えていることが必要である。
- (2) 本件保有個人情報を開示することにより、審査請求人の国民健康保険の資格の有無が公になるため、上記①の要件に該当する。
- (3) 本件保有個人情報開示請求は、審査請求人の法定代理人（以下「審査請求人代理人」という。）が審査請求人に代わって請求したものである。

本人の健康保険情報について法定代理人が把握していない場合においては、本人と法定代理人の利害が対立する関係にある場合が少なくない。仮に、審査請求人の国民健康保険の資格の有無を審査請求人代理人が知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が害されるおそれがあることから、本件保有個人情報は法第78条第1項第1号に掲げる開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当するため、上記②の要件に該当する。

- (4) 以上より、本件保有個人情報開示請求は、法第81条に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 不開示決定通知の回答について、それぞれ違うことを開示請求しているにもかかわらず、番号も違う内容で請求しているにもかかわらず、一字一句同じ文言での回答はあり得ない。誠実に対応していないと思うし、納得は親としても到底受け入れられない。憤りすら覚える。
- (3) 2024年5月17日、参議院国会の立法府として離婚後共同親権となった。民法、法律が変わり、2年以内の施行とはいえ、法律が変わったのだから、司法が変わったのだから、立法が変わったのだから、なぜ行政は全く変わらないのかが分からぬ。
- (4) 私にも親権があり、子のことを知る権利があるのに、旧法の運用をいまだに続けている行政の対応がおかしい。
- (5) 30年前に国連で施行された「子供の権利条約」に横浜市は違反していることになる。

5 審査会の判断

- (1) 国民健康保険異動届出書に係る事務について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項では「世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」と規定し、国民健康保険の加入及び喪失についての届出を世帯主に求めている。また、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）では、資格の取得又は喪失の届出について、世帯主は、14日以内に被保険者の資格を取得した者（喪失した者）の氏名、世帯主との続柄等を記載した届書を市町村に提出しなければならないことを規定している。

横浜市では、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）第2条第1項第1号により、国民健康保険の被保険者の資格の得喪に関することは区長に委任されている。そこで、資格の取得又は喪失があった場合には、世帯主は、各区の福祉保健センター保険年金課に必要事項を記載した国民健康保険異動届出書及び資格の取得又は喪失の事実に係る関係書類を提出する必要がある。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に係る国民健康保険異動届出書と解される。なお、本件保有個人情報開示請求は、未成年者である審査請求人の審査請求人代理人が審査請求人に代わって行ったものである。

(3) 存否応答拒否について

ア 法第81条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが法上の不開示事由に該当する場合に、不開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る保有個人情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②当該事実に、不開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第1号に基づき不開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、法第81条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。

イ 本件保有個人情報開示請求は、保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指して、その国民健康保険異動届出書の開示を請求しているものであると認められる。

そのため、本件保有個人情報開示請求に対して、開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人の国民健康保険の資格の取得又は喪失があったという事実を明らかにすることとなる。また、不存在による不開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、審査請求

人の国民健康保険の資格の取得又は喪失がなかったという事実を明らかにすることとなる。

したがって、本件保有個人情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、審査請求人に関する上記事実の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、当該事実に、不開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。

(ア) 法第78条第1項第1号では「開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について、開示しないことができることを規定している。

(イ) そして、実施機関は、当該事実を審査請求人代理人が知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、当該事実は法第78条第1項第1号に該当すると主張している。

そもそも、保有個人情報開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、法第76条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。

この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、審査請求人代理人は審査請求人と同居していないとのことである。また、子の国民健康保険の資格の取得又は喪失に係る情報や居所といった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、審査請求人代理人においては共有されていないことであるし、審査請求書の記載からは、審査請求人代理人は、審査請求人の居所等を知ることを望んでいることがうかがわれる。

これらの状況を考慮すると、本件保有個人情報開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、当該事実は法第78条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。

したがって、当該事実に不開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上記②の要件に該当する。

エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべ

きである。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を法第81条に該当するとして、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 8 月 21 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 25 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 10 月 2 日 (第47回第四部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 13 日 (第48回第四部会)	・審議